

●香川県監査委員公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年9月29日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 危機管理総局
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 支出について 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。（危機管理課）	ア 支出について 直ちに修正入力し、支給手続を行った。 今後は、超過勤務命令簿と超過勤務実績簿の内容確認を、これまで以上に徹底する。